

名古屋都市計画特別用途地区の変更計画書

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画特別用途地区の変更（名古屋市決定）

都市計画特別用途地区に特別低層住居専用地区を次のように追加する。

種 類	面 積	備 考
文 教 地 区	約 568 ha	・ 条例 名古屋市文教地区建築条例 ・ 規制内容 教育文化施設に係る良好な環境の保護に支障を及ぼすおそれのある建築物を規制する。
特 別 工 業 地 区	約 1,602 ha	
第1種特別工業地区	約 665 ha	・ 条例 名古屋市特別工業地区建築条例 ・ 規制内容 近隣に環境悪化をもたらすおそれのある工場業種を規制する。（用途地域が準工業地域に指定されている区域のうち、近隣公害を防止すべき地区に指定）
第2種特別工業地区	約 937 ha	・ 条例 名古屋市特別工業地区建築条例 ・ 規制内容 広域に公害をもたらすおそれのある工場業種を規制する。（用途地域が工業地域に指定されている区域のうち、広域公害を防止すべき地区に指定）
中 高 層 階 住 居 専 用 地 区	約 114 ha	・ 条例 名古屋市中高層階住居専用地区建築条例 ・ 規制内容 中高層階を住居以外の用途に供する建築物を規制する。
研 究 開 発 地 区	約 32 ha	・ 条例 名古屋市研究開発地区建築条例 ・ 規制内容 研究開発施設に係る環境の保護及び業務の利便の増進を妨げるおそれのある建築物を規制する。

大規模集客施設制限地区	約 3,537 ha	・名古屋市域における全ての準工業地域に指定 ・条例 名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例 ・規制内容 都市構造や周辺環境に大きな影響を与えるおそれのある大規模集客施設を規制する。
スポーツ・レクリエーション地区	約 53 ha	・条例 名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例 ・緩和内容 第二種住居地域の大規模な都市公園において、観覧場等のスポーツ・レクリエーション施設の用途を緩和する。
特別低層住居専用地区	約 472 ha	・条例 名古屋市特別低層住居専用地区建築条例 ・規制内容 敷地面積300㎡以上を有する二戸以下の住宅の用途に供する建築物以外を規制する。
合 計	約 6,379 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

低未利用の基盤未整備地区等におけるゆとりの維持・創出を図るため、特別低層住居専用地区を定めるとともに、用途地域の変更に伴い適切な特別用途地区へ変更し、計画書の様式を改めるもの。